

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年1月26日
【会社名】	株式会社メディネット
【英訳名】	MEDINET Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 木村 佳司
【本店の所在の場所】	神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目3番12号
【電話番号】	(045)478-0041(代表)
【事務連絡者氏名】	経営管理部長 落合 雅三
【最寄りの連絡場所】	神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目3番12号
【電話番号】	(045)478-0041(代表)
【事務連絡者氏名】	経営管理部長 落合 雅三
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権付社債(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等) 及び新株予約権証券(行使価額修正条項付新株予約権付社債券 等)
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 第4回無担保転換社債型新株予約権付社債 900,000,000円 第13回新株予約権証券 30,798,000円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払 い込むべき金額の合計額を合算した金額 2,884,398,000円 (注) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額 は、すべての新株予約権が当初の行使価額で行使された と仮定して算出された金額です。行使価額が修正された 場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約 権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した 金額は増加又は減少する可能性があります。また、新株 予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当 社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約 権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払 い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する可能 性があります。
【安定操作に関する事項】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権付社債(第4回無担保転換社債型新株予約権付社債)】

銘柄	株式会社メディネット第4回無担保転換社債型新株予約権付社債(以下「本新株予約権付社債」といい、その社債部分を「本社債」、その新株予約権部分を「本新株予約権」という。)
記名・無記名の別	無記名式 本新株予約権付社債については、本新株予約権付社債券を発行しない。
券面総額又は振替社債の総額(円)	金900,000,000円
各社債の金額(円)	金18,750,000円の1種
発行価額の総額(円)	金900,000,000円
発行価格(円)	各社債の金額100円につき金100円 本新株予約権と引換えに金銭の払込を要しない。
利率(%)	本社債には利息を付さない。
利払日	該当事項はありません。
利息支払の方法	該当事項はありません。
償還期限	平成31年2月13日(水)
償還の方法	<p>(1) 本社債は、平成31年2月13日(以下「償還期限」という。)に、未償還の本社債の全部を額面100円につき金100円で償還する。</p> <p>(2) 当社が上場している金融商品取引所における当社普通株式の上場廃止が決定された場合、又は当社が消滅会社となる合併、吸収分割若しくは新設分割(吸収分割承継会社若しくは新設分割設立会社が、本新株予約権付社債に基づく当社の義務を引き受け、かつ本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付する場合に限る。)、当社が他の会社の完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下「組織再編行為」という。)を当社の株主総会(株主総会の決議を要しない場合は取締役会)で承認決議した場合、当社は、当該上場廃止日又は組織再編行為の効力発生日前に、残存する本社債の全部(一部は不可)を額面100円につき金100円で繰上償還しなければならない。</p> <p>(3) 当社は、本社債の発行日の翌日以降、本新株予約権付社債の社債権者(以下「本社債権者」又は「本新株予約権付社債権者」という。)に対して予め14暦日前までに書面により通知したうえ、残存する本社債の全部又は一部を額面100円につき金100円で、繰上償還することができる。</p> <p>(4) 本新株予約権付社債権者は、()いずれかの取引日(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄八に定義する。以下同じ。)において、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が10取引日連続して平成30年1月25日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の50%(82円)(但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄ホ乃至ヌにより転換価額が調整される場合には、当該転換価額の調整に応じて適宜に調整されるものとする。)を下回った場合、又は()いずれかの20連続取引日間の当社普通株式の1取引日当たりの東京証券取引所における普通取引の平均売買出来高が、平成30年1月26日(なお、同日は含まない。)に先立つ20連続取引日間の当社普通株式の1取引日当たりの東京証券取引所における普通取引の平均売買出来高(但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄ホ乃至ヌにより転換価額が調整される場合には、当該転換価額の調整に応じて適宜に調整されるものとする。)の50%を下回った場合には、その後いつでも、償還日の10銀行営業日前までに通知することにより、その保有する本社債の全部又は一部を各暦月の末日に額面100円につき金100円で、繰上償還することを当社に対して請求する権利を有する。</p> <p>(5) 当社は、平成30年1月26日付の当社取締役会決議に基づき発行した第13回新株予約権のいずれかをその発行要項第14項各号に基づき取得する場合、その取得日前に、残存する本社債の全部(一部は不可)を額面100円につき金100円で繰上償還しなければならない。</p> <p>(6) 償還期限が銀行の休業日にあたる場合は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p>

	(7) 当社は、本社債権者と合意の上、本新株予約権付社債の発行後いつでも本新株予約権付社債を買い入れることができる。買い入れた本新株予約権付社債について消却を行う場合、本社債又は本新株予約権の一方のみを消却することはできない。 (8) 償還金等の支払場所 下記「申込取扱場所」とする。
募集の方法	第三者割当の方法により、全ての本新株予約権付社債をマッコーリー・バンク・リミテッドに割り当てる。
申込証拠金(円)	該当事項はありません。
申込期間	平成30年2月13日(火)
申込取扱場所	株式会社メディネット 経営管理部総務グループ 神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目3番12号
払込期日	平成30年2月13日(火)
振替機関	該当事項はありません。
担保	本新株予約権付社債には物上保証及び保証は付されておらず、また、本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約(担保提供制限)	当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定に基づき、本新株予約権の行使に際して、当該新株予約権に係る社債を出資の目的とすることが新株予約権の内容とされたものをいう。
財務上の特約(その他の条項)	該当事項はありません。

- (注) 1. 本新株予約権付社債は、平成30年1月26日、会社法第370条及び当社定款第23条の規定に基づく取締役会決議に代わる書面決議により、発行を決議しております。
2. 社債管理者の不設置
本新株予約権付社債は、会社法第702条但書の要件をみたすものであり、社債管理者は設置されない。
3. 期限の利益喪失に関する特約
当社は、次の各場合には、本社債について期限の利益を失う。この場合、当社は、本社債につき額面100円につき金100円を、本社債権者に支払う。
- (1) 当社が、上記表中「償還の方法」欄の規定に違反し、3銀行営業日以内にその履行がなされないとき。
 - (2) 当社が、本項第(1)号以外の本新株予約権付社債の発行要項の規定に違背し、本社債権者からは是正を求める通知を受領した後30日以内にその履行又は是正をしないとき。
 - (3) 当社が本社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、若しくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。
 - (4) 当社又は当社の取締役若しくは監査役が、当社の破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立をし、又は取締役会において解散(合併の場合を除く。)の議案を株主総会に提出する旨の決議を行ったとき。
 - (5) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の決定、又は特別清算開始の命令を受けたとき。
4. 本社債権者に通知する場合の公告の方法
本社債権者に対する通知は、当社の定款所定の方法により公告を行う。但し、法令に別段の定めがあるものを除き、公告に代えて各本社債権者に対し直接書面により通知する方法によることができる。
5. 社債権者集会に関する事項
- (1) 本新株予約権付社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも3週間前までに本社債の社債権者集会を開く旨及び会社法第719条各号所定の事項を公告又は書面により通知する。
 - (2) 本新株予約権付社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
 - (3) 本社債の発行価額の総額(償還済みの額を除く。)の10分の1以上を保有する本社債権者は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して社債権者集会の招集を請求することができる。

6. 費用の負担

以下に定める費用は、当社の負担とする。

(1) 上記「(注)4 本社債権者に通知する場合の公告の方法」に定める公告に関する費用

(2) 上記「(注)5 社債権者集会に関する事項」に定める社債権者集会に関する費用

7. 本新株予約権付社債について、当社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

(新株予約権付社債に関する事項)

<p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p>	<p>1. 本新株予約権の行使により交付される当社普通株式数は、各本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額(以下「転換価額」という。)の修正にともなって変動する仕組みとなっているため、株価が上昇又は下落した場合には、交付される株式数が増加又は減少する。</p> <p>2. 本新株予約権付社債の転換価額の修正基準及び修正頻度について 転換価額は、164円であるが、欄外「注3. 本新株予約権の行使請求の効力発生日」に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「修正日」といい、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄八. に定義される。)に、修正日の直前取引日(同日に終値がない場合には、その直前の終値のある取引日をいい、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄八. に定義される。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の91%に相当する金額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。以下「修正後転換価額」という。)に修正される。但し、修正後転換価額が95円(以下「下限転換価額」といい、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄ホ.乃至ヌ.の規定を準用して調整される。)を下回ることとなる場合には修正後転換価額は下限転換価額とする。</p> <p>3. 転換価額等の下限等について 本新株予約権付社債の下限転換価額は、95円である。本新株予約権の全てが行使された場合に交付されることとなる株式数の上限は、本新株予約権が下限転換価額で全て行使されたものとして算定すると、9,473,600株となる(本書の提出日現在の発行済株式数108,968,323株の8.69%)。</p> <p>4. 本新株予約権付社債権者はその裁量により、いつでも本新株予約権を行使することができる。</p> <p>5. 当社は、本社債の発行日の翌日以降、本新株予約権付社債権者に対して予め14暦日前までに書面により通知したうえ、残存する本社債の全部又は一部を額面100円につき金100円で、繰上償還することができる。</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の種類</p>	<p>株式会社メディネット 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、単元株式数は100株である。</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<p>イ. 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。</p> <p>ロ. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。)する数は、行使請求に係る本新株予約権に係る本社債の額面金額の総額を当該行使時点において有効な転換価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄ロ. で定義する。)で除し、100株未満の端数は切り捨てた最大整数とする。</p>
<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>イ. 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債の全部とし、出資される財産の価額は、当該本新株予約権に係る本社債の額面金額と同額とする。</p> <p>ロ. 各本新株予約権の行使により交付する当社の普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額(以下「転換価額」という。)は、当初金164円とする。但し、転換価額は本欄八.及び二.に定める修正及び本欄ホ.乃至ヌ.に定める調整を受ける。</p> <p>ハ. 本欄二.を条件に、転換価額は、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の91%に相当する金額(円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位の端数を切り上げた金額)に修正される。</p>

「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限（一時的な取引制限も含む。）があった場合には、当該日は「取引日」にあたらないものとする。

「修正日」とは、各転換価額の修正につき、欄外「（注）2．本新株予約権の行使請求の方法及び効力の発生時期」に定める本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日（但し、当該通知を当社が受領した時点において、東京証券取引所におけるその日の売買立会が終了している場合は、その翌取引日）をいう。

二．転換価額は95円（但し、本欄ホ．乃至ヌ．による調整を受ける。）（以下「下限転換価額」という。）を下回らないものとする。本欄ハ．の計算によると修正後の転換価額が下限転換価額を下回ることとなる場合、転換価額は下限転換価額とする。下限転換価額は、本新株予約権付社債権者全員との合意により変更することができる。

ホ．当社は、本新株予約権付社債の発行後、本欄ヘ．に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新株発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行・処分株式数}}$$

ヘ．転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及び調整後転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本欄チ． に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後転換価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

本欄チ． に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本欄チ． に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプション及び譲渡制限付株式を発行する場合を除く。）

調整後転換価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして転換価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本欄チ． に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後転換価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本欄ヘ． 乃至 ヌ． の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本欄ヘ． 乃至 ヌ． にかかわらず、調整後転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。

	<p style="text-align: center;"> $\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$ </p> <p>この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。</p> <p>ト．転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまる場合は、転換価額の調整は行わない。但し、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を調整する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。</p> <p>チ．転換価額調整式に係る計算方法</p> <p>転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> <p>転換価額調整式で使用する時価は、調整後転換価額が初めて適用される日(但し、本欄へ．の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> <p>転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後転換価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本欄へ．の場合には、転換価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。</p> <p>リ．本欄へ．の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権付社債権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本金の額の減少、会社分割、株式交換又は合併のために転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>ヌ．転換価額の調整を行うとき(下限転換価額が調整されるときを含む。)は、当社は、調整後転換価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権付社債権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前転換価額、調整後転換価額(調整後の下限転換価額を含む。)並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記へ．に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>金 900,000,000円</p> <p>(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記株式の発行価額の総額は減少する。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p>	<p>1．本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄ロ．記載の転換価額(但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄ハ．乃至ヌ．により転換価額が修正又は調整された場合は修正後又は調整後の転換価額)とする。</p> <p>2．本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
<p>新株予約権の行使期間</p>	<p>平成30年2月14日から平成31年2月12日までとする。なお、別記「償還の方法」欄第(2)号乃至第(5)号による繰上償還の場合は、償還日の前銀行営業日までとする。</p>

新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社メディネット 経営管理部総務グループ 神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目3番12号</p> <p>2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 該当事項はありません。</p>
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	本新株予約権の取得条項は、定めない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。本新株予約権付社債は、会社法第254条第2項及び第3項本文の定めにより本社債又は本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。
代用払込みに関する事項	本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権が付された本社債の全部を出資するものとし、当該本社債の価額は、当該本社債の各社債の額面金額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

(注) 1. 本社債に付された新株予約権の数

各本社債に付された新株予約権の数は、額面18,750,000円あたり1個とし、合計48個の新株予約権を発行する。

2. 本新株予約権の行使請求の方法及び効力の発生時期

本新株予約権を行使する場合、上記表中「新株予約権の行使期間」欄記載の本新株予約権を行使することができる期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄1項記載の行使請求受付場所を宛先として、行使請求に必要な事項をFAX、電子メール又は当社及び当該行使請求を行う本新株予約権付社債権者が合意する方法により通知するものとし、行使請求が行われた場合、その後これを撤回することができないものとする。

3. 本新株予約権の行使請求の効力発生日

行使請求の効力は、行使請求に要する書類の全部が行使請求受付場所に到着した場合には、その到着した日に発生する。

4. 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力が生じた日の3銀行営業日後の日に振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。

5. 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と本社債の利率、繰上償還及び発行価額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値等を勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。

6. 新株予約権付社債の引受け及び新株予約権付社債管理の委託

該当事項はありません。

7. 本新株予約権付社債（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）の発行により資金調達をしようとする理由

(1) 資金調達の主な目的

当社グループは、「常に本質を究め、誠実性と公正性をもって真の社会的付加価値を創造する」という経営理念の下、「次世代の医療を支える革新的な技術及びサービスを迅速かつ効率的に社会に提供し続ける」ことにより、人々の健康と“Quality of Life（生活の質）”の向上に資することを使命として、細胞加工業及び細胞医療製品事業を展開しております。

細胞加工業では、平成11年4月より免疫細胞療法総合支援サービス契約に基づいて、契約医療機関における免疫細胞治療の安全かつ効率的な実施を支援して参りました。免疫細胞療法総合支援サービスにおいては、細胞培養加工施設の企画設計、設置、運用、保守管理等、CPC（細胞加工施設）の使用許諾、生産技術及び品質管理技術、ノウハウの供与等、細胞輸送に係る技術・ノウハウ等の供与等、専門の知識と技術を有する技術者、材料及び資材、試薬、消耗品等の供給等、「オーダーメイド医療管理システム」の供与、及び運用保守等、を契約医療機関に提供して参りました。特にCPC（細胞加工施設）の使用許諾を医療機関に提供し、免疫細胞治療の実現の支援をして参りました。

また、細胞医療製品事業では、当社グループで行う研究開発のみならず、これまで継続的に行ってきた大学病院等との共同研究を通じて、細胞医療製品の製造販売承認を取得してまいります。同時に、国内外で行われている細胞医療製品の開発動向にも注目し、国内外の有望な技術・物資等を持つ企業等とのアライアンスにより、パイプラインの拡充を視野に入れた活動も行ってまいります。

当社は、新たな細胞医療製品の製造販売承認の取得を行うべく、平成29年12月21日付「ヒストジェニクス社と自己培養軟骨「NeoCart」のライセンス契約を締結」で公表したとおり、当社とヒストジェニクス社(米国マサチューセッツ州ウォルサム市)との間で自己培養軟骨「NeoCart」の開発・販売を目的としたライセンス契約を平成29年12月21日付で締結いたしました。

当社は、ヒストジェニクス社と締結した自己培養軟骨NeoCartの開発・販売を目的としたライセンス契約に基づき、ヒストジェニクス社から提供される品質・前臨床・臨床試験データ及び治験製品を使用することにより、平成30年後半から膝関節軟骨損傷を対象とする第 相臨床試験を開始し、平成33年に再生医療等製品としての製造販売承認を取得することを目指しております。

今回の資金調達では、ヒストジェニクス社に支払う契約一時金、NeoCartの臨床試験の進捗に応じて段階的に同社に支払うマイルストーン一時金、NeoCartの開発及び再生医療等製品の製造販売業に必要な体制整備を含むNeoCartの事業化に係る費用にそれぞれ充当するため、第三者割当による転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権の発行による資金調達を実施することといたしました。

(2) 本資金調達方法を選択した理由

当社グループは、「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」及び「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」による新たな規制環境の変化を捉え、これまで事業の中核をなしていた医療機関向け「免疫細胞療法総合支援サービス」に加えて、企業等に向けた細胞加工業への展開等、新たなビジネス領域を拡大することで、早期の黒字化を目指しております。更に、細胞医療製品の開発を加速させ、製造販売承認を取得することで、飛躍的な成長を目指しております。

そのため、上記「(1) 資金調達の主な目的」に記載のとおり、新たな細胞医療製品の製造販売承認の取得を行うべく、当社とヒストジェニクス社との間で締結した自己培養軟骨NeoCartの開発・販売を目的としたライセンス契約において、契約一時金10百万ドル(約11.3億円)に加え、開発・適応拡大の各段階に応じた一時金(総額約11.6億円)を同社に支払うことになっております。

NeoCartが適応可能な膝関節軟骨損傷患者は、わが国では少なくとも年間1万人と推定され、放置すれば変形性膝関節症や、場合によっては膝関節の全置換手術が必要になります。当社としましては、こうした患者に新たな治療の選択肢の一つになることが期待されるため、NeoCartが早期にわが国の膝関節軟骨損傷患者に恩恵をもたらし得る潜在力に着目し、評価しております。

ヒストジェニクス社は、米国においてNeoCartの第 相臨床試験の患者登録をすでに完了しており、平成30年第 3 四半期に判明する試験結果に基づき、FDAに生物学的製剤承認申請を行う予定です。同社は、わが国において平成29年第 2 四半期までに独立行政法人医薬品医療機器総合機構との対面助言を実施しており、臨床試験データについては、前記の米国第 相臨床試験データ(249症例)が使用できるため、日本においては米国と同様のマイクロフラクチャー手術を対照とした第 相臨床試験を30人規模で行うことにより製造販売承認申請が可能との見解を得ています。

以上を背景として、NeoCartに関して、ヒストジェニクス社に支払う契約一時金、NeoCartの臨床試験の進捗に応じて段階的に同社に支払うマイルストーン一時金及びNeoCartの事業化に係る費用の資金調達方法を検討するため、既に当社が平成29年6月1日に取締役会決議に代わる書面決議にて決議した第三者割当による新株式、第3回新株予約権付社債、及び第12回新株予約権の発行において引受及び払込実績があったマッコーリー・バンク・リミテッド(以下「割当予定先」という。)へ打診したところ、割当予定先から、転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権を組み合わせた事業資金投資の提案があり、当該提案を含めて「(3) 本スキームについて」に記載のメリット、デメリットや、「(4) 当社のニーズに応じ、配慮した点」に記載の株価への影響や希薄化の抑制、資金調達の柔軟性及び段階的・追加的な資金調達の実現可能性、さらに「(5) 他の資金調達方法」に記載の他の資金調達方法について、検討した結果、割当予定先から提案されたスキームは株価に対する過度の下落圧力を回避することで既存株主の利益に配慮しつつ必要資金を調達して中長期的に企業価値の向上を目指すという当社のニーズを充足し得るものであることから、第三者割当による転換価額修正条項付新株予約権付社債及び行使価額修正条項付新株予約権発行を組み合わせた資金調達方法(以下「本スキーム」という。)が現時点において最適な選択であると判断し、これを採用することを決定しました。

本第三者割当の方法による転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権の発行を組み合わせた資金調達では、当社株式の株価・流動性の動向次第で実際の調達金額が当初想定されている金額を下回る可能性があるものの、希薄化懸念は相対的に抑制され、株価への影響の軽減が期待されます。

(3) 本スキームについて

本件の資金調達、当社が割当予定先に対し、本新株予約権付社債及び本新株予約権を割り当て、本新株予約権付社債の発行、本新株予約権に係る払込み及び割当予定先による本新株予約権の行使によって当社が資金を調達する仕組みとなっております。

本新株予約権付社債の転換価額及び本新株予約権の行使価額は当初164円としますが、転換又は行使直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の91%に相当する金額(円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位の端数を切り上げた金額)に修正されます。但し、上記の計算により修正後の行使価額が下限行使価額(95円)を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とします。

本スキームにおいて、全ての本新株予約権付社債が当初転換価額で転換された場合に交付される当社普通株式の数は最大で5,487,800株(当該株式に係る議決権は54,878個)(但し、下限転換価額で転換された場合に交付される当社普通株式の数は最大で9,473,600株(当該株式に係る議決権は94,736個))、本新株予約権が行使された場合に交付される当社普通株式の数は17,400,000株(当該株式に係る議決権数は174,000個)、合計22,887,800株(議決権は228,878個)であり、平成30年1月26日現在における当社の発行済株式総数108,968,323株(当該株式に係る議決権数は1,089,634個)を分母とする希薄化率は21.00%(議決権数に係る希薄化率は21.01%)となります(但し、本新株予約権付社債が下限転換価額で全て転換されたと仮定した場合に交付される当社普通株式の数は、合計26,873,600株(議決権は268,736個)となり、希薄化は24.66%(議決権数に係る希薄化率は24.66%)。)

また、本スキームには、以下のようなメリット及びデメリットがあります。なお、当社としては、以下に記載するように、本スキームのデメリットは主に当社普通株式の株価が低迷した場合に予定した金額の資金調達が実現できず、また、本新株予約権者が当社普通株式を市場で売却することが株価の下落要因になることであると考えております。しかし、本スキームは、以下に記載するメリットにより財務基盤の安定に資するものと見込んでおります。

<メリット>

本新株予約権における最大交付株式数の限定

本新株予約権の目的である当社普通株式数は、17,400,000株で固定されており、最大交付株式数が限定されております。そのため、将来の株価動向によって行使価額が修正された場合であっても、当初の見込みを超える希薄化が生じるおそれはありません。

本新株予約権における取得条項による取得及び消却

将来的に本新株予約権による資金調達の必要性がなくなった場合等には、当社取締役会の決議に基づき、本新株予約権の払込期日の翌日以降、14暦日前までに通知をしたうえで、いつでも残存する本新株予約権を取得条項に基づき取得することにより、希薄化の規模を抑制することが可能となっております。但し、当社取締役会が本新株予約権の取得を決議した場合であっても、取得日の前日までは割当予定先は本新株予約権を行使することができます。なお、取得価額は発行価額と同額であり、追加的な費用負担は発生いたしません。

当社による不行使期間の指定

割当予定先との間の買取契約において、当社は、本新株予約権の行使に関して、本新株予約権付社債が残存する期間を除く本新株予約権の行使期間中、本新株予約権者が本新株予約権を行使することができない期間(以下「不行使期間」(注)という。)を4回まで定めることができる旨が定められる予定です。これによって当社は、割当予定先による権利行使時期に一定の制限を課し、一定程度、権利行使のタイミングを選択することが可能になります。

(注) 不行使期間

1回の不行使期間は10連続取引日以下とし、当社は割当予定先に対し、当該期間の初日から遡って3取引日前までに書面により不行使期間の通知を行います。

株式購入保証期間

株式購入保証期間とは、一定の条件を充足した場合に、当社の指定により、割当予定先が新株予約権の一部を行使することを保証するものです。

具体的には、割当予定先との間の買取契約において、本新株予約権付社債の元本全額が償還され、又は、本新株予約権付社債に付された新株予約権の全てが行使により消滅した後、本新株予約権の行使期間中に、当社は、割当予定先に対して書面による事前の通知により株式購入保証期間を指定すること、及び、ある株式購入保証期間の終了日と他の株式購入保証期間の開始日の間には少なくとも5取引日以上の間隔を空けることを条件として、株式購入保証期間の適用を指定することができる旨が定められる予定であり、かかる範囲で本新株予約権による資金調達の確実性が確保されることとなります。割当予定先は、当社が株式購入保証期間の適用を指定した日の翌適格取引日(以下に定義します。)から起算して、20適格取引日の間に、最大300百万円を提供するため新株予約権をその裁量で1回又は複数回に分けて行使することを保証します。当初の株式購入保証期間が終了した場合、当社は、さらに株式購入保証期間を設定することができます。

取引日が「適格取引日」に該当するためには、以下の全ての条件を充足する必要があります。

当社の株価が下限行使価額を10%を超えて上回っていること

当社の株価が直前取引日の終値から10%以上下落していないこと

株式購入保証期間中の割当予定先の行使が制限超過行使に該当せず、かつ私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第11条第1項本文所定の制限に抵触しないこと

当該取引日より前に割当予定先が行使していたものの、当該行使により取得することとなる株式が行使日から3取引日を超えて交付されていない本新株予約権が存在していないこと

当該取引日の当社株式の日次売買代金が、50百万円を上回っていること

当該取引日が不行使期間に該当しないこと

買取契約に基づく当社の表明保証のいずれかに表明保証時点において誤りがある場合又は不正確であったことが表明保証時点後に明らかになった場合に該当しないこと(但し、本条件に抵触した場合でも、割当予定先は、その裁量で適格取引日とみなすことができます。)

当社が買取契約に定める誓約事項のいずれかに違反している場合に該当しないこと(但し、本条件に抵触した場合でも、割当予定先は、その裁量で適格取引日とみなすことができます。)

本スキームによる機動的な資金の調達

本スキームは、新株予約権付社債及び新株予約権を同時に発行することで、新株予約権付社債の発行によって、アップフロントで短期的な資金調達ができ、また、今後の市場環境等を勘案しつつ、適格取引日による条件付きではありますが、株式購入保証期間によって当社が必要とする資金を機動的に調達することができるため、既存株主の利益に対する影響を一定程度抑えながら自己資本を増強できるメリットがあります。

<デメリット>

当初資金調達額が限定的

本第三者割当は、本新株予約権付社債の発行によって、一定程度の資金の払込がされるものの、本資金調達の主要部分を占める本新株予約権を用いた資金調達の特徴として、本新株予約権の発行時点では本新株予約権の発行価額の総額の資金調達がなされ、その後、新株予約権者による権利行使があつて初めて、本新株予約権の目的となる割当株式数に行使価額を乗じた金額の資金調達がなされるため、本新株予約権の発行時点では、資金調達額が限定されます。

株価低迷時に資金調達が当初想定額を大きく下回る可能性

株価が長期的に当初行使価額を下回った場合には、行使価額が修正(上記「本スキームについて」をご参照ください。)されるため、本新株予約権による最終的な資金調達額が当初想定額を大きく下回る可能性があります。また、当社の株価が本新株予約権付社債の下限行使価額である95円を下回って推移するような場合、本新株予約権付社債の転換が進まず、社債として償還するための資金調達が必要となる可能性があります。

割当予定先が取得する本新株予約権付社債の転換及び本新株予約権の行使により取得した当社株式を市場売却した場合、当社株価が下落する可能性

割当予定先が取得する本新株予約権付社債の転換及び本新株予約権の行使により取得した当社株式に係る保有方針は純投資目的であることから、割当予定先が当該当社株式を市場で売却した場合には、当社株価が下落し、既存株主が不利益を被る可能性があります。

割当予定先が本新株予約権を行使せず、資金調達がなされない可能性

割当予定先に本新株予約権の行使義務が生じる場面は限られていますので、割当予定先が本新株予約権の行使を行わない場合、資金調達額は、当社が当初想定した額を下回る可能性があります。

買取請求により資金調達が当初想定額を大きく下回る可能性

割当予定先との間の買取契約には、本新株予約権に関して、いずれかの取引日において、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が10取引日連続して平成30年1月25日の終値

(164円)の50%(82円)(但し、後記「3新規発行新株予約権証券(第13回新株予約権証券)

(2)新株予約権の内容等「新株予約権の行使時の払込金額」欄 3.行使価額の調整」により行使価額が調整される場合には、当該行使価額の調整に応じて適宜に調整されるものとします。)を下回った場合、

いずれかの20連続取引日間の当社普通株式の1取引日当たりの東京証券取引所における普通取引の平均売買出来高が、平成30年1月26日(なお、同日は含まない。)に先立つ20連続取引日間の当社普通株式の1取引日当たりの東京証券取引所における普通取引の平均売買出来高

(但し、後記「3新規発行新株予約権証券(第13回新株予約権証券)(2)新株予約権の内容等「新株予約権の目的となる株式の数」欄(2)乃至(4)」により割当株式数が調整される場合には、

当該割当株式数の調整に応じて適宜に調整されるものとします。)の50%を下回った場合、割当予定先が本新株予約権の行使期間満了の1ヶ月前の時点で未行使の本新株予約権を保有している場合、

本新株予約権付社債について期限の利益を喪失した場合、又は東京証券取引所における当社普通株式の取引が5取引日以上期間にわたって停止された場合には、割当予定先は、それ以後

いつでも(株式購入保証期間中であるか否かを問いません。)、その選択により、当社に対して書面で通知することにより、本新株予約権の全部又は一部を買い取ることを請求することができる旨が定められる予定です。当社は、当該買取請求に係る書面が到達した日の翌取引日から起算して14取引日目の日において、本新株予約権1個当たり、本新株予約権に係る発行価額と同額の金銭と引換えに、当該買取請求に係る本新株予約権の全部を買取ります。なお、本新株予約権の行使期間が満了した場合でも、当該行使期間中に買取日が到来する場合における当該各本新株予約権については、当社が割当予定先に支払うべき発行価額相当額の支払義務は消滅又は免除されることはありません。

本新株予約権発行後、当社普通株式の株価が大幅に下落した場合、東京証券取引所における当社普通株式の平均売買出来高が大幅に減少した場合、本新株予約権の行使期間満了の1ヶ月前の時点で割当予定先が未行使の本新株予約権を保有している場合等において、割当予定先が当社に対して本新株予約権の買取請求を行った場合には、本新株予約権の行使による資金調達が行われないことにより、資金調達額が当社の想定額を下回る可能性があります。

第三者割当により投資家が限定的

本第三者割当は、当社が割当予定先のみから資金を調達する方法であり、当社の既存株主を含む不特定多数の投資家から資本調達を募るものではありません。このように既存株主が本件の資金調達に参加することができないため、既存株主は、本新株予約権付社債の転換及び本新株予約権の行使により当社普通株式が交付されることによる希薄化の影響を受けることとなります。

(4) 当社のニーズに応じ、配慮した点

株価への影響の軽減

本件の資本増強は、一度に調達予定総額に相当する新株を発行するものではなく、株価の動向等を踏まえ、転換社債の転換や新株予約権が行使されるため、新株発行の場合と比較して、当社株式の供給が一時的に集中し、株式需給が急速に変化することにより株価に大きな影響を与える事態を回避できます。

希薄化の抑制

本新株予約権付社債の転換及び本新株予約権の行使は、経時的に実行されることが想定されており、希薄化は、新株式を一度に発行する場合と比べて抑制できると考えられます。

また、上記のとおり、当初の想定以上の希薄化が生じることはなく、逆に、株価の上昇局面においては本新株予約権及び本新株予約権付社債の円滑な行使が期待され、既存株主の利益に過度な影響が及ばない形で資金調達を実現することが可能になります。

資本政策の柔軟性

本新株予約権については、当社の判断によりその全部又は一部を取得することが可能であり、資本政策の柔軟性を確保できます。

段階的・追加的な資金調達

本新株予約権付社債の発行により、即時に資金調達を行うと共に、本新株予約権による資金調達に関しては、自己培養軟骨NeoCartの臨床試験及び開発の進捗によって企業価値の向上に伴う株価上昇が実現すれば、これに伴う本新株予約権の行使により段階的・追加的に資金調達を実現するものと思われま。

(5) 他の資金調達方法

金融機関等からの融資による資金調達は、現時点において、当社が担保となる資産を有していないこと、平成23年9月期より7期連続して親会社株主に帰属する当期純損失を計上している当社の状況、また、当面の研究開発費用の先行投資により赤字が想定される当社の財務状況から鑑みると、一時的な借入以外の短期的及び長期的な期間の借入は困難であり、また、有利子負債の増加は、財務基盤を強化したい当社の現状を鑑みると、現時点における資金調達手段としては好ましくなく、資本性の資金調達が適切であると判断いたしました。

普通社債による資金調達の場合は、本新株予約権付社債と同様にアップフロントで資金を調達することができますが、満期時(あるいは早期償還時)に返済のための資金を準備する必要があることや、利息負担が生じることから、株価上昇時に機動的に資本増強を図り、利息負担が発生しない本新株予約権付社債と比較して、当社としての財務負担が大きくなる可能性があると考えております

公募増資又は第三者割当による新株式の発行により資金調達を行う場合、一度に新株式を発行して資金調達を完了させることができる反面、1株当たりの利益の希薄化が一度に発生して新株予約権又は転換社債型新株予約権付社債の発行と比べて株価への影響が大きくなる可能性が考えられます。

株主割当による資金調達の場合は、希薄化懸念は払拭されますが、当社の財務状況から鑑みると割当先である既存投資家の参加率が不透明であり、十分な額の資金を調達できるかどうかの不透明であり、今回の資金調達方法として適当でない判断いたしました。

新株予約権無償割当による調達の場合(いわゆるライツ・イシュー)は、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、当社はそのような契約を締結せず、新株予

約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想され、適切な資金調達手段ではない可能性があります。また、東京証券取引所有価証券上場規程の新株予約権に係る上場基準に基づき、最近2年間において経常利益の額が正である事業年度がないためノンコミットメント型ライツ・オフリングを実施することは出来ません。

新株予約権だけに限定した資金調達の場合は、発行時にアップフロントで短期的な資金の調達ができず、また、権利行使の状況に応じて一度に希薄化が起こることを避けることはできませんが、株価動向如何では当初想定していたタイミングでの資金調達ができない可能性や実際の調達金額が当初想定されている金額を下回る可能性があります。

転換社債型新株予約権付社債だけに限定した資金調達の場合は、自己培養軟骨NeoCartの臨床試験及び開発の進捗に応じて必要な額の資金を調達するという柔軟性を十分に確保することが困難になります。

8. 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容
該当事項はありません。
9. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
当社と割当予定先の担当者との協議において、割当予定先が本第三者割当て取得する本新株予約権付社債の転換により取得する当社株式、本新株予約権の行使により取得する当社株式について、適宜判断の上、比較的短期間で売却を目標とするものの、運用に際しては市場への影響を常に留意する方針であることを口頭にて確認しております。
また、当社と割当予定先は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項、同施行規則第436条第1項から第5項、並びに日本証券業協会の定める「第三者割当て増資等の取扱いに関する規則」第13条の定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当予定先が本新株予約権を行使することにより取得される株式数が、本新株予約権付社債及び本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える部分に係る行使を制限するよう措置を講じる予定です。
10. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
該当事項はありません。
11. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容
割当予定先と当社及び当社の特別利害関係者等との間において、当社の株券の貸借に関する契約を締結しておらず、またその予定もありません。
12. その他投資者の保護を図るために必要な事項
該当事項はありません。

2【新株予約権付社債の引受け及び新株予約権付社債管理の委託】

該当事項はありません。

3【新規発行新株予約権証券(第13回新株予約権証券)】

(1)【募集の条件】

発行数	174,000個(新株予約権1個につき100株)
発行価額の総額	30,798,000円
発行価格	新株予約権1個につき177円(新株予約権の目的である株式1株当たり1.77円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成30年2月13日(火)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社メディネット 経営管理部総務グループ 神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目3番12号
払込期日	平成30年2月13日(火)
割当日	平成30年2月13日(火)
払込取扱場所	株式会社三菱東京UFJ銀行 横浜駅前支店

- (注) 1. 第三者割当により発行される株式会社メディネット第13回新株予約権(以下「本新株予約権」という。)の発行は、平成30年1月26日、会社法第370条及び当社定款第23条の規定に基づく取締役会決議に代わる書面決議により、発行を決議しております。
2. 申込み及び払込みの方法は、本届出書の効力発生後、買取契約を締結し、払込期日までに上記表中「払込取扱場所」へ発行価額の総額を払い込むものとします。
3. 割当日までに買取契約を締結しない場合は、本新株予約権に係る割当は行われないこととなります。
4. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

(2)【新株予約権の内容等】

<p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本新株予約権の目的となる株式の総数は17,400,000株、割当株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄(1)号に定義する。以下同様とする。)は本新株予約権1個当たり100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項第(2)号に定義する。以下同様とする。)が修正されても変更しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達の額は増加又は減少する。 2. 行使価額の修正基準:本欄第4項を条件に、行使価額は、各修正日(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項第(1)号に定義される。)の前取引日(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項第(1)号に定義される。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の91%に相当する金額(円未満小数第3位まで算出し、小数第3位の端数を切り上げた金額)に修正される。 3. 行使価額の修正頻度:行使の際に本欄第2項に記載の条件に該当する都度、各修正日の前取引日において、修正される。 4. 行使価額は95円(但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項による調整を受ける。)(以下「下限行使価額」という。)を下回らないものとする。本欄第2項の計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、行使価額は下限行使価額とする。 5. 割当株式数の上限:本新株予約権の目的となる株式の総数は17,400,000株(平成30年1月26日現在の発行済株式総数に対する割合は15.97%)、割当株式数は100株で確定している。但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。 6. 本新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額):1,653,000,000円(但し、本新株予約権は行使されない可能性がある。) 7. 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部又は一部の取得を可能とする条項が設けられている(詳細は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照)。
<p>新株予約権の目的となる株式の種類</p>	<p>当社普通株式 完全議決権株式であり、株主の権利に何ら制限のない株式である。 なお、単元株式数は100株である。</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<ol style="list-style-type: none"> (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式17,400,000株(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は100株)とする。但し、本欄第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整される。 (2) 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄3項の規定に従って行使価額(以下に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。 $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ (3) 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。 (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄3項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初164円とする。但し、行使価額は本欄2項に定める修正及び本欄3項に定める調整を受ける。</p> <p>2. 行使価額の修正</p> <p>(1) 本項第(2)号を条件に、行使価額は、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の91%に相当する金額(円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位の端数を切り上げた金額)に修正される。</p> <p>「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限(一時的な取引制限も含む。)があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとする。</p> <p>「修正日」とは、各行使価額の修正につき、欄外「(注)1. 本新株予約権の行使請求の方法及び効力の発生時期」第(1)号に定める本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日(但し、当該通知を当社が受領した時点において、東京証券取引所におけるその日の売買立会が終了している場合は、その翌取引日)をいう。</p> <p>(2) 但し、修正日にかかる修正後の行使価額が95円(以下「下限行使価額」といい、本欄第3項による調整を受ける。)を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。下限行使価額は、新株予約権者全員との合意により変更することができる。</p> <p>3. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)</p> <p>調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>株式の分割により普通株式を発行する場合 調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。</p> <p>本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))を発行又は付与する場合(但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプション及び譲渡制限付株式を発行する場合を除く。)</p>
-----------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号乃至の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号乃至にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日(但し、本項第(2)号の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項第(2)号の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本金の額の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (6) 行使価額の調整を行うとき(下限行使価額が調整されるときを含む。)は、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前行使価額、調整後行使価額(調整後の下限行使価額を含む。)並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、本項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	2,884,398,000円 (注) すべての新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された金額です。別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項により、行使価額が修正された場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は増加又は減少する可能性があります。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する可能性があります。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。 2. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使期間	平成30年2月14日から平成32年2月13日までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社メディネット 経営管理部総務グループ 神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目3番12号 2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三菱東京UFJ銀行 横浜駅前支店 神奈川県横浜市西区北幸一丁目11番20号
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	(1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って14暦日前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり177円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。本新株予約権の発行要項(以下「新株予約権発行要項」という。)の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、当該取得条項に基づく本新株予約権の取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、金融商品取引法第166条第2項に定める未公表の重要事実を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。 (2) 当社は、当社が合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)をする場合、株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となることにつき株主総会で承認決議した場合又は東京証券取引所において当社の普通株式が上場廃止が決定された場合、会社法第273条の規定に従って14暦日前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり177円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。新株予約権発行要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、当該取得条項に基づく本新株予約権の取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、金融商品取引法第166条第2項に定める未公表の重要事実を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。

組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。
--------------------------	-------------

(注) 1. 本新株予約権の行使請求の方法及び効力の発生時期

- (1) 本新株予約権を行使する場合、上記表中「新株予約権の行使期間」欄記載の本新株予約権を行使することができる期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」第1項記載の行使請求受付場所を宛先として、行使請求に必要な事項をFAX、電子メール又は当社及び当該行使請求を行う本新株予約権者が合意する方法により通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」第3項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求は、上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」第1項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に効力が発生する。

2. 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力が生じた日の3銀行営業日後の日に振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。

3. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

4. 本新株予約権(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)の発行により資金調達をしようとする理由

前記「1」新規発行新株予約権付社債(第4回無担保転換社債型新株予約権付社債)(新株予約権付社債に関する事項)(注)7. 本新株予約権付社債(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)の発行により資金調達をしようとする理由」をご参照ください。

5. 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容

該当事項はありません。

6. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

当社と割当予定先の担当者との協議において、割当予定先が本第三者割当て取得する本新株予約権付社債の転換により取得する当社株式、本新株予約権の行使により取得する当社株式について、適宜判断の上、比較的短期間で売却を目標とするものの、運用に際しては市場への影響を常に留意する方針であることを口頭にて確認しております。

また、当社と割当予定先は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項、同施行規則第436条第1項から第5項、並びに日本証券業協会の定める「第三者割当て増資等の取扱いに関する規則」第13条の定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当予定先が本新株予約権を行使することにより取得される株式数が、本新株予約権付社債及び本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える部分に係る行使を制限するよう措置を講じる予定です。

7. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

該当事項はありません。

8. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容

割当予定先と当社及び当社の特別利害関係者等との間において、当社の株券の貸借に関する契約を締結しておらず、またその予定もありません。

9. その他投資者の保護を図るために必要な事項

該当事項はありません。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
3,784,398,000円	25,000,000円	3,759,398,000円

(注) 1. 上記払込金額の総額は、本新株予約権付社債の発行価額(900,000,000円)及び本新株予約権の発行価額の総額(30,798,000円)に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額(2,853,600,000円)を合算した金額であります。なお、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額については、当初行使価額で算定しております。

- 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。
- 発行諸費用の概算額は、登録免許税等、弁護士費用、本新株予約権付社債及び本新株予約権の公正価値算定費用、フィナンシャル・アドバイザー費用等の合計額であります。
- 払込金額の総額は、本新株予約権が当初行使価額で行使されたと仮定して算出された金額です。行使価額が修正された場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少いたします。

(2)【手取金の使途】

当社が、平成29年6月1日付の当社の取締役会にて決議した第三者割当により発行された株式(以下「第三者割当による発行株式」という。)、転換価額修正条項付第3回無担保転換社債型新株予約権付社債(以下「第3回新株予約権付社債」という。)、行使価額修正条項付第12回新株予約権(以下、「第12回新株予約権」という。)の発行に係る同日提出の有価証券届出書による調達資金の充当状況等(第三者割当による発行株式の資金充当状況、第3回新株予約権付社債の実行状況及び資金充当状況、第12回新株予約権の実行状況及び資金充当状況)については、以下のとおりです。

(平成29年6月1日提出の有価証券届出書による調達資金の充当状況等)

第三者割当による発行株式の資金充当状況(平成30年1月26日現在)

(単位:百万円)

資金使途	充当予定額	充当額	充当予定時期
第10回新株予約権の取得資金	8	8	平成29年6月
第11回新株予約権の取得資金	4	4	平成29年6月
第2回新株予約権付社債の繰上償還資金	75	75	平成29年6月～平成29年12月
短期借入金返済資金	74	74	平成29年6月～平成29年9月

(注) 1. 第三者割当による発行株式の資金使途につきましては、想定していた上記の資金使途に対して、当初の充当予定時期に全額充当しております。

第3回新株予約権付社債の資金充当状況(平成30年1月26日現在)

(単位:百万円)

資金使途	充当予定額	充当額	充当予定時期
短期借入金返済資金	300	300	平成29年6月～平成29年9月

(注) 1. 第3回新株予約権付社債は、平成29年9月までに全て転換されており、想定していた上記の資金使途に対して、当初の充当予定時期に全額充当しております。

第12回新株予約権の資金充当状況(平成30年1月26日現在)

(単位:百万円)

資金使途	充当予定額	充当額	充当予定時期
短期借入金返済資金	426	426	平成29年6月～ 平成29年9月
細胞培養加工施設の統廃合に係る費用	200	30	平成31年5月～ 平成33年5月
細胞培養加工施設の能力増強に係る設備投資資金	1,004	-	平成30年5月～ 平成33年5月

- (注) 1. 第12回新株予約権は、平成29年10月までに全て行使されております。
2. 第12回新株予約権による資金調達において想定していた資金使途である「短期借入金返済資金」に関しては、当初の充当予定時期に全額充当しております。
3. 第12回新株予約権による資金調達において想定していた資金使途である「細胞培養加工施設の統廃合に係る費用」に関しては、当初計画よりも前倒しで進行しているため、一部充当しております。
4. 第12回新株予約権による資金調達において想定していた資金使途である「細胞培養加工施設の統廃合に係る費用」及び「細胞培養加工施設の能力増強に係る設備投資資金」に関しては、第12回新株予約権の行使による調達額1,555百万円から、充当済みの456百万円を差し引いた1,099百万円について、支出するまでの間当社の銀行口座にて保管しております。

本資金調達で調達する差引手取概算額3,759,398,000円については、前記「1 新規発行新株予約権付社債(第4回無担保転換社債型新株予約権付社債)(新株予約権付社債に関する事項)(注)7.本新株予約権付社債(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)の発行により資金調達をしようとする理由」に記載のとおり、ヒストジェニクス社に支払う契約一時金、NeoCartの臨床試験の進捗に応じて段階的に同社に支払うマイルストーン一時金、NeoCartの開発及び再生医療等製品の製造販売業に必要な体制整備を含むNeoCartの事業化に係る費用にそれぞれ充当するため、第三者割当による転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権の発行による資金調達を実施することといたしました。

本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行により調達する資金の具体的な使途は、以下のとおりです。
(第4回新株予約権付社債の発行により調達する資金の具体的な使途)

調達する資金の具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
短期借入金返済資金	900	平成30年2月～ 平成30年3月

短期借入金返済資金

平成30年1月9日付にてヒストジェニクス社へ支払う契約一時金の支払いのために、新たに借り入れた短期借入金1,100百万円(内訳は、みずほ銀行500百万円、三井住友銀行600百万円の合計1,100百万円です。)の内、900百万円の返済資金に充当いたします。なお、返済により当該短期借入金の支払金利等の費用削減が期待され、事業収益性の改善に寄与いたします。

(第13回新株予約権の発行及び行使により調達する資金の具体的な使途)

調達する資金の具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
短期借入金返済資金	200	平成30年2月～ 平成30年3月
マイルストーン一時金	610	平成30年9月～ 平成32年2月
NeoCartの事業化にかかる費用	2,049	平成30年9月～ 平成32年2月

- (注) 1. 上記の使途及び金額は、新たな細胞医療製品の製造販売承認の取得を行うべく、当社とヒストジェニックス社間で締結した自己培養軟骨NeoCartの開発・販売を目的としたライセンス契約締結時点での開発方針を前提として、現時点で入手し得る情報に基づき合理的に試算したものであります。このため、今後、開発方針を変更した場合あるいは開発環境の変化があった場合など、状況の変化に応じて使途又は金額が変更される可能性があります。また、上記の支出予定時期は、今後の開発の進捗状況に応じて変更される可能性があります。なお、これらの資金使途に重要な変更が生じた場合には、その内容を適時適切に開示いたします。
2. 調達資金を実際に支出するまでは、当該資金は銀行等の安全な金融機関において管理いたします。
3. 新株予約権の行使による払込みは、原則として新株予約権者の判断によるため、新株予約権の行使により調達する差引手取概算額は、新株予約権の行使状況により決定されます。このため、新株予約権の行使により調達する差引手取概算額に変更があり得ることから、上記の調達資金の充当内容は、実際の差引手取額に応じて、各事業への充当金額を適宜変更する場合がありますが、その場合には、短期借入金返済資金、マイルストーン一時金、NeoCartの事業化にかかる費用の優先順位で充当する予定です。また、新株予約権の行使が進まず、新株予約権による資金調達が困難になった場合は、手許資金の活用(従来想定していた資金使途の変更を含む。)、新たな資本による調達、又は、その他の手段による資金調達についても検討を行ってまいります。

短期借入金返済資金

平成30年1月9日付にてヒストジェニックス社へ支払う契約一時金の支払いのために、新たに借り入れた短期借入金1,100百万円(内訳は、みずほ銀行500百万円、三井住友銀行600百万円の合計1,100百万円です。)の内、200百万円の返済資金に充当いたします。なお、返済により当該短期借入金の支払金利等の費用削減が期待され、事業収益性の改善に寄与いたします。

マイルストーン一時金

当社とヒストジェニックス社間で締結した自己培養軟骨NeoCartの開発・販売を目的としたライセンス契約において、契約一時金10百万ドル(約1,130百万円)に加え、開発・適応拡大の各段階に応じた一時金(総額約1,160百万円)を同社に支払うことになっております。この開発・適応拡大の各段階に応じた一時金(総額約1,160百万円)のうち、日本の規制当局から製造販売承認を取得するまでに支払が必要となるマイルストーン一時金として610百万円を充当いたします。

NeoCartの事業化にかかる費用

NeoCartの事業化にかかる費用として、NeoCartを再生医療等製品として製造販売承認の段階までにつなげるための臨床試験の推進に係る費用として900百万円、日本において規制当局から製造販売承認を得るための製造販売承認取得に係る費用として100百万円、並びに、再生医療等製品の製造販売業に必要な体制の確立に係る費用として1,049百万円が必要となる予定ですので、これらの合計2,049百万円を今回調達する資金で充当する予定です。

なお、当社の株価の動向や、治験等の開発環境の変化によって、今回調達する資金だけで上記を賄うことが困難となる場合には、新たな資金調達を行うことを検討する予定です。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	名称	マッコーリー・バンク・リミテッド (Macquarie Bank Limited)
	本店の所在地	Level 6, 50 Martin Place, Sydney NSW 2000, Australia
	国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。
	代表者の役職及び氏名	会長 P.H.ワーン (P.H.Warne) CEO M.J. リームスト (M.J.Reemst)
	資本金	9,812百万豪ドル (842,262百万円) (平成29年3月31日現在)
	事業の内容	商業銀行
	主たる出資者及びその出資比率	Macquarie B.H. Pty Ltd, 100%
b. 当社と割当予定先との関係	出資関係	割当予定先は当社の普通株式を525,000株保有しております。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。

(注) 割当予定先の概要欄及び当社と割当予定先との関係の欄は、別途時点を明記していない限り本届出書提出日現在におけるものであります。

c. 割当予定先の選定理由

当社グループが掲げる二つの戦略分野である 細胞加工業の推進、及び、細胞医療製品の開発を迅速に実行するためには、当該目的の実現に十分な額の事業資金につき、機動的で、かつ既存株主の利益を十分に配慮した資金調達方法を確保することが必要です。

当該資金調達方法の確保については、上記「第1「募集要項」 1「新規発行新株予約権付社債（第4回無担保転換社債型新株予約権付社債）」（新株予約権付社債に関する事項）（注）7.本新株予約権付社債（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）の発行により資金調達をしようとする理由（2）本資金調達方法を選択した理由」に記載のとおり、転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権を組み合わせた資金調達方法が、事業資金の確保と既存株主利益への配慮を両立させることができると考えました。

本スキームの割当予定先であるマッコーリー・バンク・リミテッドにつきましては、既に当社が平成29年6月1日に取締役会決議に代わる書面決議にて決議しました第三者割当による発行株式、第3回新株予約権付社債、及び第12回新株予約権の発行において引受及び払込実績があります。

当社が本資金調達先の選択肢に関して、当社の取締役である篠田丈氏（東京都港区愛宕二丁目5番1号 株式会社アリスタゴラ・アドバイザーズ代表取締役）を通じて割当予定先に相談したところ、転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権を組み合わせた事業資金投資の提案があり、当該提案については上記「第1「募集要項」 1「新規発行新株予約権付社債（第4回無担保転換社債型新株予約権付社債）」（新株予約権付社債に関する事項）（注）7.本新株予約権付社債（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）の発行により資金調達をしようとする理由」に記載のとおり、大半の資金調達額が新株予約権の行使を通じて実行されるため株価の変動に伴い行使価額修正条項による資金調達額が減少する可能性があることや、株価が新株予約権の下限行使価額を下回った場合に新株予約権行使が進まなくなる可能性がある等のデメリットがありますが、新株予約権付社債及び新株予約権を同時に発行することにより、新株予約権付社債による短期的な資金調達の実現や、株式購入保証期間設定のある新株予約権による機動的な資金調達の実現等のメリットがあります。これらを総合的に考慮し、割当予定先からの提案は、株式希薄化の抑制、資金調達の柔軟性及び段階的・追加的な資金調達の実現性が高く、既存株主の利益に配慮しつつ必要資金を調達して中長期的に企業価値の向上を目指すという当社のニーズを充足し得るものと判断し、同社を割当予定先として選定いたしました。

d. 割り当てようとする株式の数

本新株予約権付社債

割当予定先に割り当てる全ての本新株予約権付社債が当初転換価額で転換された場合に交付される株式の数は最大で5,487,800株(但し、下限転換価額で転換された場合に交付される当社普通株式の数は最大で9,473,600株)であり、発行の総額は900百万円です。

本新株予約権

割当予定先に割り当てる本新株予約権の目的である株式の総数は、17,400,000株です。

e. 株券等の保有方針

当社と割当予定先の担当者との協議において、割当予定先が本第三者割当で取得する本新株予約権付社債の転換により取得する当社株式、本新株予約権の行使により取得する当社株式について、適宜判断の上、比較的短期間で売却を目標とするものの、運用に際しては市場への影響を常に留意する方針であることを口頭にて確認しております。

なお、本新株予約権付社債及び本新株予約権について、当社と割当予定先との間で、本届出書の効力発生後、買取契約を締結する予定です。

また、本届出書の効力発生後に締結する予定の割当予定先との買取契約において、上記「第1「募集要項」 1「新規発行新株予約権付社債(第4回無担保転換社債型新株予約権付社債)」(新株予約権付社債に関する事項)(注)9.当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容」(又は「第1「募集要項」 3「新規発行新株予約権証券(第13回新株予約権証券)」(2)「新株予約権の内容等」(注)6.当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容」)に記載のとおり、当社と割当予定先は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項、同施行規則第436条第1項から第5項、並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」第13条の定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当予定先が本新株予約権を行使することにより取得される株式数が、本新株予約権付社債及び本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える部分に係る行使を制限するよう措置を講じる予定です。

f. 払込みに要する資金等の状況

当社は割当予定先の平成29年(2017年)度のアニュアルレポート(豪州の平成13年(2001年)会社法(英語:Corporation Act 2001)に基づく資料であり、平成29年3月31日現在の割当予定先単体の現金及び現金同等物が8,122豪百万ドル(円換算額:697,192百万円)、参照為替レート:85.84円(三菱東京UFJ銀行平成29年3月31日時点仲値)を確認しており、本新株予約権付社債に係る払込みに要する資金(900百万円)、及び、本新株予約権の払込みに要する資金(約30百万円)並びに本新株予約権の行使に要する資金(約2,853百万円)の財産の存在について確実なものと判断しております。

g. 割当予定先の実態

割当予定先であるマッコリー・バンク・リミテッドは、マッコリー・ビーエイチ・ビーティ・リミテッドの100%子会社であり、マッコリー・ビーエイチ・ビーティ・リミテッドは、オーストラリア証券取引所(ASX)に上場し、オーストラリアの銀行規制機関であるオーストラリア健全性規制庁APRA(Australian Prudential Regulation Authority)の監督及び規制を受けておりますマッコリー・グループ・リミテッドの100%子会社であります。また、マッコリー・グループは、金融行為規制機構(Financial Conduct Authority)及び健全性監督機構(Prudential Regulation Authority)の規制を受ける英国の銀行であるマッコリー・バンク・インターナショナルも傘下においております。日本においては、割当予定先の関連会社であるマッコリーキャピタル証券会社が第一種金融商品取引業の登録を受け、金融庁の監督及び規制を受けております。以上のような、割当予定先の属するグループが諸外国の監督及び規制のもとにある事実について、当社は割当予定先の担当者との面談によるヒヤリング及びAPRAホームページ、割当予定先のアニュアルレポート等で確認しております。また、割当予定先、当該割当予定先の役員及び主要株主(主な出資者)が反社会勢力とは一切関係がないことについて、割当予定先からその旨を証する書面を受領し確認しております。以上から、割当予定先並びにその役員及び主要株主が反社会勢力とは関係ないものと判断しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

2【株券等の譲渡制限】

本新株予約権付社債及び本新株予約権の譲渡の際には当社取締役会の承認が必要であります。

3【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株予約権付社債

当社は、本新株予約権付社債の発行要項及び買取契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権付社債の価格の評価を第三者算定機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社(代表者:能勢元、所在地:東京都千代田区永田町一丁目11番28号、以下「東京フィナンシャル・アドバイザーズ」という。)に依頼しました。当該機関は、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、株価(164円)、転換価額(164円)、配当率(0%)、権利行使期間(1年間)、無リスク利子率(-0.135%)、本新株予約権付社債の利払方法及び本新株予約権付社債の価値を算定する上で使用した割引率34.62%等に基づき、本新株予約権付社債の価値評価を実施し、各社債の金額100円につき96.20円という算定結果が得られました。価値評価にあたっては、主に割当予定先は株価水準に留意しながら権利行使を行うとの前提の下で、株価が下限転換価額を金利相当額以上、上回っている場合において、割当予定先は、本新株予約権の行使可能期間にわたって一様に分散的な権利行使を行うとともに、行使により交付を受けることとなる当社株式を、当社の株価及び株式市場の動向等を勘案しながら適時適切に売却すること、株価が10取引日連続で発行決議日前日(平成30年1月25日)の東京証券取引所終値の50%に相当する金額を下回った場合、割当予定先は当社に本新株予約権付社債の繰上償還を請求することを想定しています。当社は当該算定結果を受けて、当該算定結果が各社債の額面を下回っていることから、本新株予約権付社債の発行価額を各社債の額面金額100円につき額面金額と同額である金100円とすることを決定いたしました。なお、本新株予約権付社債の当初の転換価額は、当該発行に係る取締役会決議日の直前営業日(平成30年1月25日)の東京証券取引所マザーズ市場における当社普通株式の普通取引の終値164円とし、転換価額の修正にかかるディスカウント率は、当社普通株式の動向を勘案した上で、割当予定先との協議を経て9.0%に決定いたしました。

当初の転換価額(164円)は、本新株予約権付社債の取締役会決議日の直前営業日から1ヵ月遡った期間の終値の単純平均値(148.10円)に対しては10.74%のプレミアム、直前営業日から3ヵ月遡った期間の終値の単純平均値(134.01円)に対しては22.38%のプレミアム、直前営業日から6ヵ月遡った期間の終値の単純平均値(131.60円)に対しては24.62%のプレミアムとなります。

当社は、算定機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズの算定した評価手続きについて特に不合理がないことから、本新株予約権付社債の発行条件は合理的であり、本新株予約権付社債の発行が有利発行に該当しないものと判断いたしました。さらに当社監査役4名全員(いずれも社外監査役)から、本新株予約権付社債の発行条件が有利発行に該当しない旨の取締役の判断について、第三者算定機関の選定は妥当であり、当社と独立した当該第三者評価機関の算定手法についても特に不合理と思われる点が見当たらないことから、特に有利な金額には該当しない旨の意見を表明しております。

本新株予約権

当社は、本新株予約権の発行要項及び買取契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を第三者算定機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズに依頼しました。当該機関は、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、株価(164円)、当初行使価額(164円)、配当率(0%)、権利行使期間(2年間)、無リスク利子率(-0.113%)、本新株予約権及び新株予約権買取契約の内容を踏まえ、原則として取得条項に基づく当社からの通知はなされないものとする、割当予定先は権利行使可能な株価水準においては、当該株式の出来高の一定割合の範囲内で株式を売却するものとする、割当予定先は権利行使可能な株価水準においては、株式購入保証期間設定の有無に関わらず自主的に権利行使を進めるものと推定されるため、株式購入保証期間設定の有無及び設定の時期は本評価には影響を与えないものと仮定して評価を実施し、本新株予約権の1個につき177円(株価比1.08%、1株あたり1.77円)との結果を得ています。当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額を参考に、割当予定先との協議の上、本新株予約権の払込価額を1個あたり当該評価額と同額の177円に決定いたしました。また、本新株予約権の当初行使価額は、当該発行に係る取締役会決議日の直前営業日(平成30年1月25日)の東京証券取引所マザーズ市場における当社普通株式の普通取引の終値164円とし、本新株予約権の行使価額の修正に係るディスカウント率は、当社普通株式の動向を勘案した上で、割当予定先との協議を経て9.0%に決定いたしました。

当初の行使価額(164円)は、本新株予約権の取締役会決議日の直前営業日から1ヵ月遡った期間の終値の単純平均値(148.10円)に対しては10.74%のプレミアム、直前営業日から3ヵ月遡った期間の終値の単純平均値(134.01円)に対しては22.38%のプレミアム、直前営業日から6ヵ月遡った期間の終値の単純平均値(131.60円)に対しては24.62%のプレミアムとなります。

本新株予約権の払込金額の決定に当たっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込金額が算定結果である評価額を参考に、当該評価額と同額であるため、本新株予約権の払込金額は特に有利な金額には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。なお、監査役4名全員(い

ずれも社外監査役)から、新株予約権発行要項の内容及び上記の算定結果を踏まえ、本新株予約権の発行条件が割当予定先に特に有利でないと判断した旨の意見表明を受けております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

発行数量に関しては、当社株式の直近6ヵ月間の1日当たりの平均出来高は1,458,717株、直近3ヵ月間の1日当たりの平均出来高は1,993,408株、直近1ヵ月間の1日当たりの平均出来高は4,102,289株となっており、一定の流動性を有していることから、市場で十分に消化可能であると判断しております。

本新株予約権付社債が当初転換価額で転換された場合に交付される当社普通株式の数は最大で5,487,800株であります。

本新株予約権の行使により発行される予定の株式数は最大で17,400,000株であります。本新株予約権については、当社の判断により残存している当該新株予約権の全部を取得することが可能となっており、希薄化を抑制できる仕組みとなっております。

上記のとおり、本スキームにおいて、全ての本新株予約権付社債が当初転換価額で転換された場合に交付される当社普通株式の数は最大で5,487,800株(当該株式に係る議決権は54,878個)(但し、下限転換価額で転換された場合に交付される当社普通株式の数は最大で9,473,600株(当該株式に係る議決権は94,736個))、本新株予約権が行使された場合に交付される当社普通株式の数は17,400,000株(当該株式に係る議決権数は174,000個)、合計22,887,800株(議決権は228,878個)であり、平成30年1月26日現在における当社の発行済株式総数108,968,323株(当該株式に係る議決権数は1,089,634個)を分母とする希薄化率は21.00%(議決権数に係る希薄化率は21.01%)となります(但し、本新株予約権付社債が下限転換価額で全て転換されたと仮定した場合に交付される当社普通株式の数は、合計26,873,600株(議決権は268,736個)となり、24.66%(議決権数に係る希薄化率は24.66%)。の割合で希薄化が生じます。しかし、これまで事業の中核をなしていた医療機関向け免疫細胞療法総合支援サービスに加え、細胞医療製品を開発し、製造販売承認を取得することで、企業価値が上昇する場面を着実に捉えて、当社が必要とする資金を機動的に調達できる今回の第三者割当による本新株予約権付社債、本新株予約権の募集は、当社の企業価値及び株式価値の向上を図るためには必要不可欠な規模及び数量であると考えており、また合理的な範囲であるものと判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合	割当後の所有 株式数(株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
マッコーリー・バンク・リミ テッド	Level 6, 50 Martin Place, Sydney NSW 2000, Australia	-	-	22,887,800	17.44%
木村 佳司	千葉県浦安市	7,629,300	7.04%	7,629,300	5.81%
MACQUARIE BANK LIMITED DBU AC (常任代理人 シティバン ク、エヌ・エイ東京支店)	Level 6, 50 Martin Place, Sydney NSW 2000, Australia	2,245,814	2.07%	2,245,814	1.71%
株式会社S B I証券	東京都港区六本木1-6-1	1,907,000	1.76%	1,907,000	1.45%
I H N株式会社	千葉県浦安市入船3-68-5	1,400,000	1.29%	1,400,000	1.07%
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町1-4	1,305,000	1.20%	1,305,000	0.99%
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1- 2-10	878,800	0.81%	878,800	0.67%
シミックホールディングス株 式会社	東京都港区芝浦1-1-1	847,400	0.78%	847,400	0.65%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG(FE-AC) (常任代理人 株式会社三菱 東京U F J銀行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内2-7- 1)	640,700	0.59%	640,700	0.49%
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内1-9-1	614,000	0.57%	614,000	0.47%
マネックス証券株式会社	東京都港区赤坂1-12-32	587,560	0.54%	587,560	0.45%
計	-	18,055,574	16.67%	40,943,374	31.21%

(注) 1. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成29年9月30日現在の株主名簿に基づき記載しております。

2. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成29年9月30日現在の総議決権数1,083,136個に、本新株予約権付社債が当初転換価額で全て転換及び本新株予約権が全て行使された場合において発行される株式に係る議決権の最大となる数228,878個を加算し、算定しております。

3. 割当予定先の割当後の総議決権数に対する所有議決権数は、本新株予約権付社債を全て行使した上で取得する当該株式を全て保有したと仮定した場合の数となります。本新株予約権付社債の転換後及び本新株予約権の行使後の当社株式に関する割当予定先の保有方針は、純投資であり、長期間保有する意思を表明しておりません。なお、独占禁止法第11条にて、銀行業を営む会社は、原則他の事業会社(保険会社を除きます。)の発行済株式数の5%を超えて保有することはできない旨定められておりますので、割当予定先は、原則として当社発行済株式の5%を超えて保有することはできず、よって、原則として割当予定先が一度の行使請求によって当社発行済株式の5%を超える株式を取得することはありません。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照してください。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度第22期(自平成28年10月1日 至平成29年9月30日)平成29年12月27日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

該当事項はありません。

3【臨時報告書】

該当事項はありません。

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類である有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成30年1月26日)までに生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項については、本有価証券届出書提出日(平成30年1月26日)現在においても変更の必要はないものと判断しております。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社メディネット 本店
(神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目3番12号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

該当事項はありません。